

頁	項目	行	誤	正	
29	本則	44.1(b)	2行目	シリーズにおいて <u>著しく</u> 有利となった場合	→シリーズにおいて <u>明らかに</u> 有利となった場合
143	付則L	(または)4.2	4行目 から6行 目	[艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。][DP]	→[艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。][DP]]
149	付則L	15.1	9行目	<u>救済要求の根拠</u> とはならない。	→ <u>救済の根拠</u> とはならない。
169	付則P	P5.2(c)	1行目	<u>予告信号までに</u>	→ <u>予告信号以前に</u>
181	付則T	T2	2行目 から4行 目	(中略)行われる。ただし、 <u>それぞれの当事者の代表が、インシデントの際に乗艇していた人物である</u> 場合のみとする。	(中略)行われる。ただし、 <u>インシデントの際に乗艇していた人物がそれぞれの当事者を代表して出席している</u> 場合のみとする。
122	付則G	G 国を示すセール文字	右段8 行目	シンガポール <u>SIN</u>	→シンガポール <u>SGP</u>
165	付則N	N1.4(b)	1行目 から3行 目	10人未満のメンバーからなるジュリーのチェアマンは、 <u>それぞれが最低3名からなる2つまたは3つのパネルを任命することができ、それぞれのパネルの過半数はインターナショナル・ジャッジでなければならない。</u>	→ジュリーのチェアマンは、 <u>それぞれが最低3名からなるパネルを任命することができ、それぞれのパネルの過半数はインターナショナル・ジャッジでなければならない。</u>
17	本則	18.2(d)	2行目	、または風位を <u>超えた</u> か、	→、または風位を <u>越えた</u> か、
18	本則	18.3	2行目	、艇がポート・タックからスターボード・タックに風位を <u>超え</u> 、	→、艇がポート・タックからスターボード・タックに風位を <u>越え</u> 、